

社会福祉法人小城市社会福祉協議会
児童遊園地遊具新設及び補修並びに撤去助成事業実施要綱

(目的)

第1条 小城市内の区が管理する児童遊園地の遊具の新設及び補修並びに撤去事業に対し、その経費の一部助成することで児童の健全育成に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人小城市社会福祉協議会(以下(本会)という。)とする。

(助成基準)

第3条 区が管理する児童遊園地遊具に対し、次のとおり助成する。

① 新設する場合は、総事業費の3分の2で30万円を限度とする。ただし、次の要件を備えているものとする。

ア 原則として児童遊園地遊具の新設及びフェンス工事の事業とする。ただし、造成工事・撤去・搬入にかかる費用などは助成の対象としない。

イ 児童遊園地を新設する場合は、半径2km以内にほかの児童遊園地がないものとする。ただし、区の状況により特に必要がある場合はこの限りではない。

ウ 現在設置の遊具もしくはフェンスが老朽化により使用に耐えない場合、更新の必要があると認められるときは申請することが出来る。ただし、世帯数、児童数、既設児童遊園地との距離や利用状況等を勘案し決定する。

エ 設置する場所が私有地の場合は借地契約をされているものとする。

② 補修する場合は、総事業費の2分の1を助成する。ただし、8万円を限度とする。

③ 撤去する場合は、総事業費の2分の1を助成する。ただし、5万円を限度とし、既存遊具の破損が著しく、使用が危険と認められるものとする。

④ 新設、補修、撤去とも助成金に千円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

2 この助成事業を受けた児童遊園地は、自然災害による被害破損や緊急性等ある場合を除き、助成を受けた日から5年以内に再びこの助成を受けることはできない。

(助成申請手続き)

第4条 この助成事業を希望する場合は、区長が別紙様式第1号の申請書に必要な書類を添えて申請するものとする。

(助成金の決定)

第5条 助成金は、すみやかに現地調査を行い予算の範囲内で決定し、様式第2号の決定通知書を通知する。

(助成金の交付)

第6条 助成金は、様式第3号完了報告書により事業が的確に実施されたことを確認した後に交付するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、様式第4号助成金交付請求書を会長に提出しなければならない。

(助成を受けたものの義務)

第7条 助成を受けた児童遊園地の管理者は、その児童遊園地が当該区の財産であり、その安全管理をすることを原則とする。

附 則

この実施要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年4月1日から施行する。